

令和6年度
事業概要

千葉県計量検定所

第1章 総説	
第1節 沿革	1
第2節 組織及び職員の配置	2
1 組織	
2 職員の配置状況	
第2章 令和6年度事業計画	
第1節 予算	3
第2節 主要事業	3
1 総務企画課	
2 検定・検査課	
第3章 令和5年度事業実績	
第1節 令和5年度決算	4
第2節 年度別決算の状況	5
1 歳入	
2 歳出	
第3節 主要事業実績	6
1 計量関係事業の届出、登録及び指定	
(1) 特定計量器の製造、修理及び販売事業の届出	
ア 届出事業者数	
イ 取扱い件数実績	
(2) 計量証明事業	
ア 一般計量証明事業	
(ア) 登録事業者数	
(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績	
(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績	
イ 環境計量証明事業	
(ア) 登録事業者数及び特定計量器数	
(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績	
(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績	
(3) 指定製造事業者	
ア 事業者数	
イ 指定申請に係る指定検査数及び手数料額	
ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績	
(4) 適正計量管理事業所	
ア 事業者数	
イ 取扱い件数及び手数料収入実績	
ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績	
(5) 計量士登録等申請件数	

2	検定	10
	(1) 令和5年度器種別検定実績	
	(2) 過去5年間の計量器検定状況の推移	
3	基準器検査	12
4	定期検査	13
	(1) 定期検査実績	
	ア 区域別実績	
	イ 器種別実績	
	ウ 年度別実績	
	(2) 集合検査実績	
	ア 区域別実績	
	イ 器種別実績	
	ウ 年度別実績	
	(3) 所在場所検査実績	
	ア 区域別実績	
	イ 器種別実績	
	ウ 年度別実績	
5	定期検査に代わる計量士による検査	19
	(1) 検査区域別実績	
	(2) 器種別実績	
6	計量証明検査	20
	(1) 器種別検査実績	
	(2) 年度別検査実績	
7	計量証明検査に代わる計量士による検査	21
	(1) 検査届出件数	
	(2) 器種別検査免除数	
8	依頼検査	21
9	立入検査	21
	(1) 商品量目立入検査	
	ア 一般小売店舗への量目立入検査	
	(2) 特定計量器立入検査	
	ア 燃料油メーター	
	イ 石油ガスメーター	
	ウ 都市ガスメーター	
	エ 水道メーター	
	(3) 届出製造、届出修理事業者への立入検査	
	(4) 計量証明事業者への立入検査	
	ア 一般計量証明事業者への立入検査	
	イ 環境計量証明事業者への立入検査	
	(5) 指定製造事業者への立入検査	

1 0	計量思想普及啓発事業	25
(1)	計量正確強調月間(11月)	
ア	計量記念日知事表彰の実施	
イ	「計量展」の開催	
ウ	立て看板・ポスターによる広報	
1 1	会議等	25
(1)	千葉県計量行政機関協議会	
(2)	計量技術講習会	
1 2	主任計量者試験	26
(1)	第1回主任計量者試験	
(2)	第2回主任計量者試験	

第 1 章 総説

第 1 節 沿革

明治 8 年に度量衡取締条例（太政官達第 1 3 5 号）が制定され、同 2 4 年度量衡法が公布され、本県においては明治 3 1 年千葉市内に千葉県常置度量衡検定所を設置し、その後経済部商工課に計量係を置き、本県における計量行政が本格的に開始された。

年月	事項
昭和27年 3月	計量法の施行に伴い計量検定所と改称
昭和28年12月	千葉市吾妻町3丁目1番地に庁舎を建設
昭和38年12月	千葉市作草部町899番地に移転 国有財産（旧気球連隊施設・一部県有財産）を借用 総務課・業務課を設置
昭和39年 4月	業務課を検定課と検査課に分離し、総務課・検定課・検査課に改組
昭和39年 6月	新庁舎建設
昭和39年12月	国有財産の一部を取得（木造平屋建25.146㎡）
昭和40年 3月	タクシメーター検査場を新築
昭和41年 4月	検定課を検定第一課と検定第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査課の4課に改組
昭和49年 4月	検査課を検査第一課・検査第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査第一課・検査第二課の5課に改組
昭和53年 3月	借用国有財産のうち建物、工作物を取得
昭和53年 4月	土地賃貸借契約を締結
昭和54年12月	土地賃貸借契約変更（17.74㎡追加契約）
昭和56年 6月	検査第一課を検査課に検査第二課を指導課に改組
昭和59年12月	検定作業場を新築
昭和63年 4月	検査課を検査第一課と検査第二課に分離し、総務課・検定第一課・検定第二課 検査第一課・検査第二課・指導課の6課に改組
平成 4年 4月	千葉市の政令指定都市移行に伴い住所表示を「千葉市稲毛区作草部町899番地」に変更
平成 7年 2月	住居表示に関する法律に基づき、住所表示を「千葉市稲毛区作草部一丁目18番3号」に変更
平成 7年 4月	企画啓発課を新設、検査第一課と検査第二課を統合し、総務課・企画啓発課 検定第一課・検定第二課・検査課・指導課の6課に改組
平成17年 4月	検定第一課と検定第二課を統合し、総務課・企画啓発課・検定課・検査課・ 指導課の5課に改組
平成18年 4月	企画啓発課と指導課を統合し、総務課・企画指導課・検定課・検査課の4課 に改組
平成20年 4月	総務課と企画指導課を統合し、総務企画課・検定課・検査課の3課に改組
平成21年 4月	検定課と検査課を統合し、総務企画課と検定・検査課の2課に改組

第2節 組織及び職員の配置

1 組織

総務企画課	1 人事、公印、企画、調整
	2 予算、決算、財産・物品管理、庁舎管理
	3 計量業務の企画・調整
	4 適正な計量の普及啓発
	5 計量証明事業者に係る事務
	6 特定計量器の製造、修理、販売事業者に係る事務
	7 適正計量管理事業所に係る事務
	8 立入検査及び指導
	9 計量に関する技術相談
	10 他の課に属さない事務
検定・検査課	1 タクシーメーターの装置検査
	2 質量計（はかり）の検定
	3 燃料油メーターの検定
	4 液化石油ガスメーターの検定
	5 ガスメーターの検定
	6 量器用尺付タンクの検定
	7 アネロイド型圧力計・血圧計の検定
	8 温度計、浮ひょう等の検定
	9 基準器検査
	10 計量器の改善・指導
	11 特定計量器の定期検査
	12 質量・体積に係る計量証明事業用計量器の検査
	13 定期検査に係る立入検査
	14 計量士の代検査に関する業務

2 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

区分	事務・技術の別		計
	事務	技術	
所長	—	1	1
次長	1	—	1
総務企画課	3	2	5
検定・検査課	0	8	8
計	4	11	15

第2章 令和6年度事業計画

第1節 予算

(単位：円)

歳入	
科目	予算額
歳入合計	92,000
7款 使用料及び手数料	50,000
1項 使用料	50,000
1目 総務使用料	50,000
2節 家屋使用料	50,000
9款 財産収入	2,000
1項 財産運用収入	2,000
1目 財産貸付収入	2,000
1節 土地貸付収入	2,000
13款 諸収入	40,000
7項 雑入	40,000
1目 雑入	40,000
13節 雑入	40,000

科目	予算額
7款 使用料及び手数料	15,047,000
2項 手数料	15,047,000
5目 商工手数料	15,047,000
4節 計量検定所手数料	15,047,000
8目 証紙収入	24,987,000
1節 証紙収入	24,987,000

(単位：円)

歳出	
科目	予算額
歳出合計	29,379,000
8款 商工費	29,379,000
2項 工鉱業費	29,379,000
3目 計量検定費	29,379,000
1節 報酬	1,733,000
4節 共済費	48,000
8節 旅費	3,701,000
10節 需用費	7,367,000
11節 役務費	937,000
12節 委託料	5,100,000
13節 使用料及び賃借料	10,217,000
14節 工事請負費	0
17節 備品購入費	0
18節 負担金補助及び交付金	175,000
26節 公課費	101,000

第2節 主要事業

1 総務企画課

- (1) 適正な計量の実施を確保するための事業の実施
- (2) 適正計量管理事業所の推進
- (3) 立入検査及び計量指導
- (4) 消費生活展への参画
- (5) 計量講習会の実施
- (6) 家庭用計量器の無料検査
- (7) 計量関係事業者の登録及び届出
- (8) 環境計量証明事業用計量器の検査

2 検定・検査課

- (1) タクシーメーター装置検査
- (2) 特定計量器の検定
- (3) 基準器検査
- (4) 特定計量器の定期検査

(15市10町1村)

銚子市、館山市、茂原市、成田市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町

第3章 令和5年度事業実績

第1節 令和5年度決算

(単位：円)

歳入	
科目	決算額
歳入合計	129,546
7款 使用料及び手数料	54,903
1項 使用料	54,903
1目 総務使用料	54,903
2節 家屋使用料	54,903
9款 財産収入	2,200
1項 財産運用収入	2,200
1目 財産貸付収入	2,200
1節 土地貸付収入	2,200
2項 財産売払収入	33,000
2目 物品売払収入	33,000
1節 物品売払収入	33,000
13款 諸収入	39,443
7項 雑入	39,443
1目 雑入	39,443
13節 雑入	39,443

収入（検定検査手数料） (単位：円)

科目	決算額
7款 使用料及び手数料	34,632,472
2項 手数料	34,632,472
5目 商工手数料	48,406
4節 計量検定所手数料	48,406
8目 証紙収入	34,584,066
1節 証紙収入	34,584,066

収入内訳（検定検査手数料）

(単位：円)

業務別	件数	手数料
登録及び指定（一般・環境・適管）	4	112,700
手数料（登録簿再交付・登録簿訂正等）	27	34,090
タクシメーター装置検査	6,820	4,774,000
特定計量器の検定	31,070	15,659,850
基準器検査	402	849,320
特定計量器の定期検査	2,304	8,556,530
環境計量証明検査	140	3,539,400
依頼検査	0	0
証明書交付	99	39,600
旅費相当額	—	1,066,982
合計	40,866	34,632,472

歳出	
科目	決算額
歳出合計	24,679,528
8款 商工費	24,679,528
2項 工鉱業費	24,679,528
3目 計量検定費	24,679,528
1節 報酬	2,896,237
3節 職員手当等	389,270
4節 共済費	424,006
8節 旅費	2,718,993
10節 需用費（維持補修費）	2,010,800
"（その他）	3,218,829
11節 役務費（保険料）	43,930
"（その他）	530,130
12節 委託料	3,955,478
13節 使用料及び賃借料	7,671,291
14節 工事請負費	0
17節 備品購入費	563,464
18節 負担金・補助及び交付金	133,800
22節 償還金	1,400
26節 公課費	121,900

第2節 年度別決算の状況

1 歳入

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳入合計	93,647	94,534	96,450	104,006	129,546
7款 使用料及び手数料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1項 使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1目 総務使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1節 土地使用料	0	0	0	0	0
2節 家屋使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
9款 財産収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1項 財産運用収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1目 財産貸付収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1節 土地貸付収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
9款 財産収入					33,000
2項 財産売払収入					33,000
2目 物品売払収入					33,000
1節 物品売払収入					39,443
13款 諸収入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
7項 雑入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
1目 雑入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
13節 雑入・その他	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443

証紙収入

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7款 使用料及び手数料	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,632,472
2項 手数料	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,632,472
5目 商工手数料	0	0	0	0	48,406
4節 計量検定所手数料	0	0	0	0	48,406
8目 証紙収入	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,584,066
1節 証紙収入	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,584,066

2 歳出

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳出合計	21,996,102	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,679,528
2款 総務費					
1項 総務管理費					
9目 福利教養費					
1節 報酬					
4節 共済費					
8款 商工費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,679,528
2項 工鉦業費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,679,528
3目 計量検定費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,679,528
1節 報酬	-	1,603,340	4,107,820	2,719,388	2,896,237
3節 職員手当等	0	0	645,046	355,725	389,270
4節 共済費	2,243	0	0	207,022	424,006
8節 旅費	2,455,718	2,075,115	2,342,500	2,624,678	2,718,993
10節 需用費	7,829,463	5,638,564	10,722,602	7,672,153	5,229,629
11節 役務費	538,318	688,649	813,515	751,598	574,060
12節 委託料	3,122,529	3,491,226	3,589,084	4,054,837	3,955,478
13節 使用料及び賃借料	6,322,357	7,063,715	9,487,405	6,358,436	7,671,291
14節 工事請負費	864,000	0	0	0	0
17節 備品購入費	83,716	169,246	2,015,200	2,146,650	563,464
18節 負担金・補助及び交付金	119,000	100,040	82,795	144,500	133,800
22節 償還金	0	0	0	0	1,400
26節 公課費	109,300	118,900	121,300	121,900	121,900

第2節 年度別決算の状況

1 歳入

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳入合計	93,647	94,534	96,450	104,006	129,546
7款 使用料及び手数料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1項 使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1目 総務使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
1節 土地使用料	0	0	0	0	0
2節 家屋使用料	53,142	53,728	52,631	53,930	54,903
9款 財産収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1項 財産運用収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1目 財産貸付収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1節 土地貸付収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
9款 財産収入					33,000
2項 財産売払収入					33,000
2目 物品売払収入					33,000
1節 物品売払収入					39,443
13款 諸収入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
7項 雑入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
1目 雑入	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443
13節 雑入・その他	38,305	38,606	41,619	47,876	39,443

証紙収入

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7款 使用料及び手数料	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,632,472
2項 手数料	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,632,472
5目 商工手数料	0	0	0	0	48,406
4節 計量検定所手数料	0	0	0	0	48,406
8目 証紙収入	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,584,066
1節 証紙収入	31,005,320	32,299,966	39,457,227	35,125,353	34,584,066

2 歳出

(単位：円)

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳出合計	21,996,102	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,678,798
2款 総務費					
1項 総務管理費					
9目 福利教養費					
1節 報酬					
4節 共済費					
8款 商工費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,678,798
2項 工鉦業費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,678,798
3目 計量検定費	21,446,644	20,948,795	33,927,267	27,156,887	24,678,798
1節 報酬	-	1,603,340	4,107,820	2,719,388	2,896,237
3節 職員手当等	0	0	645,046	355,725	389,270
4節 共済費	2,243	0	0	207,022	424,006
8節 旅費	2,455,718	2,075,115	2,342,500	2,624,678	2,718,263
10節 需用費	7,829,463	5,638,564	10,722,602	7,672,153	5,229,629
11節 役務費	538,318	688,649	813,515	751,598	574,060
12節 委託料	3,122,529	3,491,226	3,589,084	4,054,837	3,955,478
13節 使用料及び賃借料	6,322,357	7,063,715	9,487,405	6,358,436	7,671,291
14節 工事請負費	864,000	0	0	0	0
17節 備品購入費	83,716	169,246	2,015,200	2,146,650	563,464
18節 負担金・補助及び交付金	119,000	100,040	82,795	144,500	133,800
22節 償還金	0	0	0	0	1,400
26節 公課費	109,300	118,900	121,300	121,900	121,900

第3節 主要事業実績

1 計量関係事業の届出、登録及び指定

計量法に基づく都道府県が行う自治事務のうち、特定計量器の製造、修理及び販売の各事業に係る届出の受理、計量証明事業の登録並びに適正計量管理事業所の指定があります。

また、経済産業大臣へ進達する法定受託事務として計量士の登録等申請、製造事業に係る届出及び指定製造事業者に係る申請の受理があります。

(1) 特定計量器の製造、修理及び販売事業の届出

ア 届出事業者数

届出製造事業者	届出修理事業者	届出販売事業者	計
43	61	563	667

イ 取扱い件数実績

区分	届出製造事業者	届出修理事業者	届出販売事業者	計
新規届出	0	3	10	13
変更届出	4	6	15	25
廃止	0	3	0	3
合計	4	12	25	41

(2) 計量証明事業

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量の計量上の証明をすることをいいます。この事業を反復継続的に行おうとする者は、省令で定める事業の区分に従い事業所ごとに管轄の都道府県知事の登録を受ける必要があります（計量法第107条）。

ア 一般計量証明事業

運送、寄託又は売買の目的としての貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積及び熱量の計量証明の事業を一般計量証明事業といいます。

(ア) 登録事業者数

区分	登録事業者数
質量	231
体積	2
計	233

(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績

区分	件数	手数料（円）
登録	1	53,800
登録訂正	3	5,250
再交付	1	1,750
登録簿謄本交付	0	0
登録簿謄本閲覧	0	0
廃止	4	—
計	9	60,800

(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
取扱い 件数	登録	5	2	5	7	1
	登録訂正	7	15	8	5	3
	再交付	0	0	0	3	1
	登録簿謄本交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	12	17	13	15	5
手数料 額 (円)	登録	269,000	107,600	269,000	376,600	53,800
	登録訂正	12,250	26,250	14,000	8,750	5,250
	再交付	0	0	0	5,250	1,750
	登録簿謄本交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	281,250	133,850	283,000	390,600	60,800

イ 環境計量証明事業

濃度（大気中の物質の濃度、水又は土壌中の物質の濃度）、音圧レベル、振動加速度レベルに係る物象の状態の量に係る事業区分を環境計量証明事業といいます。

また、大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類に係る濃度（特定濃度）の計量証明事業を行おうとする者は、事前に特定計量証明認定機関の認定を受ける必要があります（計量法第121条の2）。

(ア) 登録事業者数及び特定計量器数

事業区分	登録事業者数	特定計量器数		
		器種	数	
濃度	60 (5)	ガラス電極式水素イオン濃度計	指示計	92
		酸素濃度計	検出器	98
			ジルコニア式	24
		非分散型赤外線濃度計	磁気式	25
			二酸化硫黄	1
			窒素酸化物	0
		化学発光式窒素酸化物濃度計	一酸化炭素	24
音圧レベル	14	精密騒音計	60	
		普通騒音計	78	
振動加速度レベル	13	振動レベル計	56	
計	87 (62)		486	

注：濃度の登録事業者数の（ ）内は特定濃度事業者数

注：合計の登録事業者数の（ ）内は登録事業者実数

(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績

区分	件数	手数料（円）
登録	1	53,800
登録訂正	3	5,250
再交付	0	0
登録簿謄本交付	19	14,440
登録簿謄本閲覧	0	0
廃止	1	—
計	24	73,490

(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
取扱い 件数	登録	1	0	0	2	1
	登録訂正	6	2	2	8	3
	再交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本交付	51	7	11	7	19
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	58	9	13	17	23
手数料 額 (円)	登録	53,800	0	0	107,600	53,800
	登録訂正	10,500	3,500	3,500	14,000	5,250
	再交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本交付	38,760	5,320	8,360	5,320	14,440
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	103,060	8,820	11,860	126,920	73,490

(3) 指定製造事業者

指定製造事業者とは、届出製造事業者のうち一定基準の製造能力、品質管理能力を有する事業者で、承認型式に属する特定計量器の製造に関して品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣から認められ、指定を受けた事業者です。

指定製造事業者は、その指定に係る特定計量器を社内規格に基づき自主検査を行い、合格した器物に検定と同等の効力を有する基準適合証印を付すことができます。(計量法第90条)

ア 事業者数

事業の区分	事業者数	事業者名
血圧計第一類	1	フクダ電子(株)
ガスメーター第一類	1	(株)竹中製作所
ガスメーター第二類	1	(株)竹中製作所
計	3 (2)	

注：()内は、指定事業者の実数

イ 指定申請に係る指定検査数及び手数料額

申請件数	手数料額 (円)
0	0

ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請件数	0	0	0	0	0
手数料額 (円)	0	0	0	0	0

(4) 適正計量管理事業所

事業所における計量管理の実施は、計量作業を標準化してそのデータを科学的に分析し、フィードバックさせることにより、生産性の向上及び製品の品質向上と均一化を図るとともに、企業経営の合理化を促進するうえにも重要なことです。

法的には計量法第127条の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受け自主的に計量管理を実施しているのが適正計量管理事業所であり、当該事業所は定期検査が免除されるとともに、特定計量器の簡易修理ができます。

ア 事業者数

	事業者数	事業所数
大臣指定	0	0
知事指定	20	667
計	20	667

千葉市内所在事業所については、平成15年4月1日から千葉市へ指定等の権限を委譲。

大臣指定であった旧郵政公社については、平成19年10月1日から知事が指定したこととみなされました。

イ 取扱い件数及び手数料収入実績

項目	件数	手数料（円）
指定	2	5,100
法第127条の検査	1	7,400
廃止	0	—
計	3	12,500

ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	指定	1	0	0	0	2
	法第127条の検査	0	0	0	0	1
	計	1	0	0	0	3
手数料	指定	2,550	0	0	0	5,100
	法第127条の検査	0	0	0	0	7,400
	計(円)	2,550	0	0	0	12,500

(5) 計量士登録等申請件数

区分	一般計量士	環境計量士		計
		濃度	騒音・振動	
登録申請	5	12	5	22
再交付申請	0	1	0	1
訂正申請	0	0	0	0
資格認定申請	0	0	0	0

2 検定

特定計量器を取引又は証明行為に使用する場合は、原則として検定に合格したものでなければなりません。このことから、製造・修理された特定計量器の検定を実施しています。

(1) 令和5年度器種別検定実績

(単位：円)

区分	製造			修理			合計			
	検定 個数	不 合格 数	手 数 料	検定 個数	不 合格 数	手 数 料	検定 個数	不 合格 数	手 数 料	
タクシーメーター 装置検査	0	0	0	6,820	128	4,774,000	6,820	128	4,774,000	
計	0	0	0	6,820	128	4,774,000	6,820	128	4,774,000	
質量計	電気式はかり	2,937	6	6,083,500	275	7	674,500	3,212	13	6,758,000
	台手動はかり	0	0	0	6	0	5,400	6	0	5,400
	ばね式はかり	0	0	0	1	0	520	1	0	520
	手動指示併用 はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,937	6	6,083,500	282	7	680,420	3,219	13	6,763,920
体積計	燃料油メー ター	0	0	0	2,012	6	4,350,000	2,012	6	4,350,000
	液化石油ガス メーター	1	0	6,400	25	0	160,000	26	0	166,400
	ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	量器用尺付タ ンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	6,400	2,037	6	4,510,000	2,038	6	4,516,400
圧力計	アネロイド型 圧力計	0	0	0	21	0	1,890	21	0	1,890
	アネロイド型 血圧計	24,628	43	3,694,200	193	1	28,950	24,821	44	3,723,150
	小計	24,628	43	3,694,200	214	1	30,840	24,842	44	3,725,040
濃度計・比重計	酒精度浮ひよ う	465	129	37,200	0	0	0	465	129	37,200
	比重浮ひよ う	13	0	1,040	0	0	0	13	0	1,040
	小計	478	129	38,240	0	0	0	478	129	38,240
温度計・熱量計	ガラス製温度 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積算熱量計	493	0	616,250	0	0	0	493	0	616,250
	小計	493	0	616,250	0	0	0	493	0	616,250
計	28,537	178	10,438,590	2,533	14	5,221,260	31,070	192	15,659,850	
旅費			286,742			513,568			800,310	
合計	28,537	178	10,725,332	9,353	142	10,508,828	37,890	320	21,234,160	

(2) 過去5年間の計量器検定状況の推移

(単位：円)

区分	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		
	個数	手数料	個数	手数料	個数	手数料	個数	手数料	個数	手数料	
タクシメーター装置検査	7,253	5,077,100	6,791	4,753,700	6,459	4,521,300	6,722	4,705,400	6,820	4,774,000	
計	7,253	5,077,100	6,791	4,753,700	6,459	4,521,300	6,722	4,705,400	6,820	4,774,000	
質量計	電気式はかり	3,457	6,595,800	3,285	6,247,750	3,379	6,847,650	3,625	7,041,900	3,212	6,758,000
	台手動はかり	3	1,560	0	0	3	2,700	0	0	6	5,400
	ばね式はかり	0	0	1	520	0	0	0	0	1	520
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,460	6,597,360	3,286	6,248,270	3,382	6,850,350	3,625	7,041,900	3,219	6,763,920
体積計	燃料油メーター	1,544	3,336,000	1,708	3,658,300	1,954	4,194,400	2,327	4,977,700	2,012	4,350,000
	液化石油ガスメーター	36	230,400	28	179,200	44	281,600	30	192,000	26	166,400
	ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	量器用尺付タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,580	3,566,400	1,736	3,837,500	1,998	4,476,000	2,357	5,169,700	2,038	4,516,400
圧力計	アネロイド型圧力計	23	2,070	23	2,070	23	2,070	23	2,070	21	1,890
	アネロイド型血圧計	23,312	3,496,800	25,183	3,777,450	22,772	3,415,800	24,722	3,708,300	24,821	3,723,150
	小計	23,335	3,498,870	25,206	3,779,520	22,795	3,417,870	24,745	3,710,370	24,842	3,725,040
濃度計・比重計	酒精度浮ひょう	356	28,480	727	58,160	674	53,920	927	74,160	465	37,200
	比重浮ひょう	289	23,120	639	51,120	341	27,280	0	0	13	1,040
	小計	289	23,120	1,366	109,280	1,015	81,200	927	74,160	478	38,240
温度計・熱量計	ガラス製温度計	0	0	110	6,600	0	0	0	0	0	0
	積算熱量計	392	490,000	74	92,500	1,002	1,252,500	995	1,243,750	493	616,250
	小計	392	490,000	184	99,100	1,002	1,252,500	995	1,243,750	493	616,250
計	29,412	14,204,230	31,778	14,073,670	30,192	16,077,920	32,649	17,239,880	31,070	15,659,850	
旅費		685,004		670,196		878,454		817,054		800,310	
合計	36,665	19,966,334	38,569	19,497,566	36,651	21,477,674	39,371	22,762,334	37,890	21,234,160	

3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられるだけでなく、計量器の届出製造・修理事業者の検査及び計量士が適正計量管理事業所における計量管理ならびに代検査の基準として用いられており、器種別に、有効期間が定められています。

この検査は、タクシーメーター装置検査用基準器、ひょう量が5t以下で、精度が2万分の1以下の基準台手動はかり、1級以下の基準分銅、20L以下の基準湿式ガスメーター及び液体メーター用基準タンク(全量が1000L未満の水道メーター用・全量が25L以下の燃料油メーター用)については県が行います。その他のものは国立研究開発法人産業技術総合研究所が行っています。

過去5年間の検査実績

(単位：円)

区分	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度						
	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料					
	(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)						
	(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)						
タクシーメーター装置検査用基準器	4 (1) (0)	40,200			1 (1) (0)	0	8 (1) (0)	93,800	4 (1) (0)	40,200					
基準台手動はかり	1 (0) (0)		7,800												
一級基準分銅	263 (111) (0)				443,380				121 (30) (0)			385,200		63 (0) (0)	258,000
二級基準分銅	170 (0) (0)	118,040		92 (26) (0)		49,940		138 (0) (0)	97,840	99 (0) (0)				71,060	
三級基準分銅	89 (15) (2)		37,220	36 (0) (0)			18,980	59 (0) (0)		66,360	35 (0) (0)		18,500		
基準湿式ガスメーター	12 (0) (0)			220,800	9 (0) (0)			165,600			4 (0) (0)	92,000			8 (0) (0)
液体メーター用基準タンク	13 (0) (0)	176,800			6 (1) (0)	68,000			5 (0) (0)		68,000			8 (4) (0)	54,400
計	552 (127) (2)		1,044,240		264 (57) (0)		687,720		270 (1) (0)	582,200			411 (59) (0)	1,233,660	
旅費				30,482				20,121				9,270			
総合計	552	1,074,722		264	707,841	270		591,470	411		1,251,366	402	851,326		

4 定期検査

特定計量器のうち、非自動はかり・分銅及びおもり・皮革面積計を取引又は証明行為に使用するものは、知事又は特定市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市の5市）の長が行う定期検査（市町村の区域毎に非自動はかり・分銅及びおもりは2年に1回、皮革面積計は年1回）を受けなければなりません。

当所では、この規定に基づいて期日・場所を指定した集合及び特定計量器の所在場所での定期検査を実施しています。令和5年度は、特定市を除く49市町村のうち23市町村の検査を実施し、その概要は次のとおりです。

区分	実施日数	実施延人数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)	手数料額(円)
集合	105	228	2,106	4,928	96	1.9%	4,450,690
所在場所	96	200	198	2,628	53	2.0%	4,372,512
合計	201	428	2,304	7,556	149	2.0%	8,823,202

※所在場所の手数料額は旅費¥266,672円を含む。

(1) 定期検査実績（集合及び所在場所）

ア 区域別実績

区分	検査日数	検査戸数	はかり			分銅及びおもり			合計			
			個検査数	不合格数		個検査数	不合格数		個検査数	不合格数		
				個数	率		個数	率		個数	率	
鴨川市	11	122	445	7	1.6	119	0	0.0	564	7	1.2	
木更津市	12	186	447	10	2.2	99	0	0.0	546	10	1.8	
いすみ市	9	87	196	10	5.1	125	0	0.0	321	10	3.1	
四街道市	8	112	195	4	2.1	44	0	0.0	239	4	1.7	
鎌ヶ谷市	4	80	166	6	3.6	31	0	0.0	197	6	3.0	
習志野市	12	136	378	17	4.5	89	0	0.0	467	17	3.6	
浦安市	7	61	367	5	1.4	57	0	0.0	424	5	1.2	
匝瑳市	10	91	245	8	3.3	141	0	0.0	386	8	2.1	
袖ヶ浦市	8	103	265	13	4.9	151	0	0.0	416	13	3.1	
君津市	8	138	240	4	1.7	106	0	0.0	346	4	1.2	
東金市	10	99	268	10	3.7	159	0	0.0	427	10	2.3	
八街市	11	155	292	8	2.7	131	0	0.0	423	8	1.9	
南房総市	9	114	208	7	3.4	119	0	0.0	327	7	2.1	
野田市	17	201	534	6	1.1	167	0	0.0	701	6	0.9	
勝浦市	4	65	109	2	1.8	72	0	0.0	181	2	1.1	
富津市	8	113	176	4	2.3	89	0	0.0	265	4	1.5	
佐倉市	11	182	431	14	3.2	79	0	0.0	510	14	2.7	
計	159	2,045	4,962	135	2.7	1,778	0	0.0	6,740	135	2.0	
夷隅郡	御宿町	1	27	47	2	4.3	15	0	0.0	62	2	3.2
	大多喜町	5	50	91	3	3.3	33	0	0.0	124	3	2.4
	小計	6	77	138	5	3.6	48	0	0.0	186	5	2.7
安房郡	鋸南町	5	38	58	1	1.7	21	0	0.0	79	1	1.3
	小計	5	38	58	1	1.7	21	0	0.0	79	1	1.3
香取郡	東庄町	4	32	60	2	3.3	51	0	0.0	111	2	1.8
	多古町	7	70	193	3	1.6	107	0	0.0	300	3	1.0
	神崎町	3	21	63	1	1.6	29	0	0.0	92	1	1.1
	小計	14	123	316	6	1.9	187	0	0.0	503	6	1.2
計	25	238	512	12	2.3	256	0	0.0	768	12	1.6	
計量検定所	17	21	48	2	4.2	0	0	0.0	48	2	4.2	
合計	201	2,304	5,522	149	2.7	2,034	0	0.0	7,556	149	2.0	

イ 器種別実績

計量器名	検査数	不合格数	不合格理由			不合格率 (%)
			器差	構造	証印	
電気式はかり	3,035	109	97	10	0	3.6
手動天びん	0	0	0	0	0	0.0
等比皿手動はかり	8	0	0	0	0	0.0
棒はかり	10	0	0	0	0	0.0
その他の手動式はかり	304	7	5	2	0	2.3
ばね式はかり	1,441	17	13	3	0	1.2
手動指示併用はかり	26	0	0	0	0	0.0
その他の指示はかり	5	0	0	0	0	0.0
計	4,829	133	115	15	0	2.8
分銅	166	0	0	0	0	0.0
定量おもり	38	0	0	0	0	0.0
定量増おもり	1,570	0	0	0	0	0.0
計	1,774	0	0	0	0	0.0
合計	6,603	133	115	15	0	2.0

ウ 年度別実績

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
検査日数		196	181	192	185	196	201
検査戸数		3,052	2,443	2,884	2,381	2,694	2,304
はかり	検査個数	6,036	5,303	5,956	5,535	6,111	5,522
	不合格数	87	89	99	101	86	149
	不合格率(%)	1.4	1.7	1.7	1.8	1.4	2.7
分銅類	検査個数	3,490	2,493	3,056	2,215	2,695	2,034
	不合格数	0	0	0	0	3	0
	不合格率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
合計	検査個数	9,526	7,796	9,012	7,750	8,806	7,556
	不合格数	87	89	99	101	89	149
	不合格率(%)	0.9	1.1	1.1	1.3	1.0	2.0
検査手数料(円)		8,361,181	7,971,004	8,527,089	8,509,023	9,126,933	8,772,390
実施市町村数		15市10町 1村	17市6町	15市10町 1村	17市6町	15市10町 1村	17市6町

(2) 集合検査実績

ア 区域別実績

区分	検査 日数	検査 戸数	はかり			分銅及びおもり			合計			
			個 検 査 数	不合格数		個 検 査 数	不合格数		個 検 査 数	不合格数		
				個数	率		個数	率		個数	率	
鴨川市	6	115	206	2	1.0	107	0	0.0	313	2	0.6	
木更津市	6	171	316	6	1.9	54	0	0.0	370	6	1.6	
いすみ市	5	78	168	7	4.2	100	0	0.0	268	7	2.6	
四街道市	4	106	165	4	2.4	44	0	0.0	209	4	1.9	
鎌ヶ谷市	3	79	149	6	4.0	31	0	0.0	180	6	3.3	
習志野市	6	127	236	7	3.0	37	0	0.0	273	7	2.6	
浦安市	2	50	76	1	1.3	50	0	0.0	126	1	0.8	
匝瑳市	4	74	116	4	3.4	95	0	0.0	211	4	1.9	
袖ヶ浦市	3	96	157	6	3.8	30	0	0.0	187	6	3.2	
君津市	4	131	228	4	1.8	106	0	0.0	334	4	1.2	
東金市	4	86	137	6	4.4	50	0	0.0	187	6	3.2	
八街市	5	140	216	7	3.2	62	0	0.0	278	7	2.5	
南房総市	5	108	185	7	3.8	93	0	0.0	278	7	2.5	
野田市	7	175	319	4	1.3	50	0	0.0	369	4	1.1	
勝浦市	3	64	103	2	1.9	54	0	0.0	157	2	1.3	
富津市	5	104	162	4	2.5	83	0	0.0	245	4	1.6	
佐倉市	6	171	313	9	2.9	60	0	0.0	373	9	2.4	
計	78	1,875	3,252	86	2.6	1,106	0	0.0	4,358	86	2.0	
夷隅郡	御宿町	1	27	47	2	4.3	15	0	0.0	62	2	3.2
	大多喜町	2	46	77	2	2.6	33	0	0.0	110	2	1.8
	小計	3	73	124	4	3.2	48	0	0.0	172	4	2.3
安房郡	鋸南町	2	34	54	1	1.9	21	0	0.0	75	1	1.3
	小計	2	34	54	1	1.9	21	0	0.0	75	1	1.3
香取郡	東庄町	1	24	38	1	2.6	9	0	0.0	47	1	2.1
	多古町	3	62	100	2	2.0	80	0	0.0	180	2	1.1
	神崎町	1	17	33	0	0.0	15	0	0.0	48	0	0.0
	小計	5	103	171	3	1.8	104	0	0.0	275	3	1.1
計	10	210	349	8	2.3	173	0	0.0	522	8	1.5	
計量検定所	17	21	48	2	4.2	0	0	0.0	48	2	4.2	
合計	105	2,106	3,649	96	2.6	1,279	0	0.0	4,928	96	1.9	

イ 器種別実績

計量器名	検査数	不合格数	不合格理由			不合格率 (%)
			器差	構造	証印	
電気式はかり	1,728	65	57	6	0	3.8
手動天びん	0	0	0	0	0	0.0
等比皿手動はかり	7	0	0	0	0	0.0
棒はかり	10	0	0	0	0	0.0
その他の手動式はかり	174	2	2	0	0	1.1
ばね式はかり	1,012	13	10	2	0	1.3
手動指示併用はかり	21	0	0	0	0	0.0
その他の指示はかり	4	0	0	0	0	0.0
計	2,956	80	69	8	0	2.7
分銅	145	0	0	0	0	0.0
定量おもり	38	0	0	0	0	0.0
定量増おもり	836	0	0	0	0	0.0
計	1,019	0	0	0	0	0.0
合計	3,975	80	69	8	0	2.0

ウ 年度別実績

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
検査日数	108	103	116	100	114	105	
検査戸数	2,830	2,253	2,652	2,176	2,528	2,106	
はかり	検査個数	4,542	3,766	4,403	3,815	4,354	3,649
	不合格数	49	52	62	61	65	96
	不合格率(%)	1.1	1.4	1.4	1.6	1.5	2.6
分銅類	検査個数	2,592	1,708	2,123	1,448	1,726	1,279
	不合格数	0	0	0	0	3	0
	不合格率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
合計	検査個数	7,134	5,474	6,526	5,263	6,080	4,928
	不合格数	49	52	62	61	68	96
	不合格率(%)	0.7	0.9	1.0	1.2	1.1	1.9
検査手数料(円)	4,855,070	4,290,530	4,970,640	4,521,780	5,220,750	4,638,290	
実施市町村数	15市10町 1村	17市6町	15市10町 1村	17市6町	15市10町 1村	17市6町	

(3) 所在場所検査実績

ア 区域別実績

区分	検査 日数	検査 戸数	はかり			分銅及びおもり			合計			
			個 検 査 数	不合格数		個 検 査 数	不合格数		個 検 査 数	不合格数		
				個 数	率		個 数	率		個 数	率	
鴨川市	5	7	239	5	2.1	12	0	0.0	251	5	2.0	
木更津市	6	15	131	4	3.1	45	0	0.0	176	4	2.3	
いすみ市	4	9	28	3	10.7	25	0	0.0	53	3	5.7	
四街道市	4	6	30	0	0.0	0	0	0.0	30	0	0.0	
鎌ヶ谷市	1	1	17	0	0.0	0	0	0.0	17	0	0.0	
習志野市	6	9	142	10	7.0	52	0	0.0	194	10	5.2	
浦安市	5	11	291	4	1.4	7	0	0.0	298	4	1.3	
匝瑳市	6	17	129	4	3.1	46	0	0.0	175	4	2.3	
袖ヶ浦市	5	7	108	7	6.5	121	0	0.0	229	7	3.1	
君津市	4	7	12	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	
東金市	6	13	131	4	3.1	109	0	0.0	240	4	1.7	
八街市	6	15	76	1	1.3	69	0	0.0	145	1	0.7	
南房総市	4	6	23	0	0.0	26	0	0.0	49	0	0.0	
野田市	10	26	215	2	0.9	117	0	0.0	332	2	0.6	
勝浦市	1	1	6	0	0.0	18	0	0.0	24	0	0.0	
富津市	3	9	14	0	0.0	6	0	0.0	20	0	0.0	
佐倉市	5	11	118	5	4.2	19	0	0.0	137	5	3.6	
計	81	170	1,710	49	2.9	672	0	0.0	2,382	49	2.1	
夷隅郡	御宿町	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	大多喜町	3	4	14	1	7.1	0	0	0.0	14	1	7.1
	小計	3	4	14	1	7.1	0	0	0.0	14	1	7.1
安房郡	鋸南町	3	4	4	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0
	小計	3	4	4	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0
香取郡	東庄町	3	8	22	1	4.5	42	0	0.0	64	1	1.6
	多古町	4	8	93	1	1.1	27	0	0.0	120	1	0.8
	神崎町	2	4	30	1	3.3	14	0	0.0	44	1	2.3
	小計	9	20	145	3	2.1	83	0	0.0	228	3	1.3
計	15	28	163	4	2.5	83	0	0.0	246	4	1.6	
合計	96	198	1,873	53	2.8	755	0	0.0	2,628	53	2.0	

イ 器種別実績

計量器名	検査数	不合格数	不合格理由			不合格率 (%)
			器差	構造	証印	
電気式はかり	1307	44	40	4	0	3.4
手動天びん	0	0	0	0	0	0.0
等比皿手動はかり	1	0	0	0	0	0.0
棒はかり	0	0	0	0	0	0.0
その他の手動式はかり	130	5	3	2	0	3.8
ばね式はかり	429	4	3	1	0	0.9
手動指示併用はかり	5	0	0	0	0	0.0
その他の指示はかり	1	0	0	0	0	0.0
計	1,873	53	46	7	0	2.8
分銅	21	0	0	0	0	0.0
定量おもり	0	0	0	0	0	0.0
定量増おもり	734	0	0	0	0	0.0
計	755	0	0	0	0	0.0
合計	2,628	53	46	7	0	2.0

ウ 年度別実績

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
検査日数		88	78	76	85	82	96
検査戸数		222	190	232	205	166	198
はかり	検査個数	1,494	1,537	1,553	1,720	1,757	1,873
	不合格数	38	37	37	40	21	53
	不合格率(%)	2.5	2.4	2.4	2.3	1.2	2.8
分銅類	検査個数	898	785	933	767	969	755
	不合格数	0	0	0	0	0	0
	不合格率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検査個数	2,392	2,322	2,486	2,487	2,726	2,628
	不合格数	38	37	37	40	21	53
	不合格率(%)	1.6	1.6	1.5	1.6	0.8	2.0
検査手数料(円)		3,506,111	3,680,474	3,556,449	3,987,243	3,906,183	4,134,100
実施市町村数		15市10町 1村	17市5町	15市10町 1村	17市5町	15市10町 1村	17市5町

5 定期検査に代わる計量士による検査

都道府県知事または特定市町村の長が行う計量器の定期検査に代わって計量士が検査を行う制度です。また、検査を受けた事業場等は所在地を管轄する都道府県知事または特定市町村の長に「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」を提出すれば定期検査が免除されます。

(1) 検査区域別実績

実施区域	届出戸数	はかり届出個数	分銅類届出個数	届出個数計
銚子市	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0
木更津市	8	16	0	16
野田市	34	80	5	85
茂原市	54	170	10	180
成田市	3	9	0	9
佐倉市	100	466	11	477
東金市	24	96	0	96
旭市	30	135	0	135
習志野市	21	330	4	334
勝浦市	7	35	0	35
市原市	106	585	15	600
流山市	2	21	0	21
八千代市	2	12	0	12
我孫子市	65	246	0	246
鴨川市	8	43	0	43
鎌ヶ谷市	4	8	0	8
君津市	46	235	6	241
富津市	21	78	0	78
浦安市	67	354	14	368
四街道市	46	140	0	140
袖ヶ浦市	28	78	21	99
八街市	35	145	26	171
印西市	8	36	0	36
白井市	1	5	0	5
富里市	1	1	0	1
南房総市	15	43	0	43
匝瑳市	23	64	22	86
香取市	6	18	5	23
山武市	3	20	0	20
いすみ市	4	210	6	216
大網白里市	1	1	0	1
酒々井町	3	3	0	3
栄町	1	1	0	1
神崎町	4	11	0	11
多古町	6	51	12	63
東庄町	5	15	5	20
九十九里町	3	54	0	54
芝山町	7	18	0	18
横芝光町	11	63	10	73
一宮町	1	12	0	12
睦沢町	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0
鋸南町	7	16	0	16
合計	821	3,924	172	4,096

(2) 器種別実績

計量器名	届出個数計
電気式はかり	3,477
手動天びん	0
等比皿手動はかり	1
棒はかり	0
その他の手動式はかり	51
ばね式はかり	464
手動指示併用はかり	3
その他の指示はかり	1
計	3,997
分銅	15
定量おもり	0
定量増おもり	157
計	172
合計	4,169

6 計量証明検査

計量証明事業に使用する特定計量器（ガラス電極式水素イオン濃度検出器を除く）はその計量器ごとに省令で定められた周期で検査を受けることが義務付けられています。

このうち、環境計量証明事業用の計量証明検査について、令和5年度はガラス電極式水素イオン濃度指示計及び騒音計の検査を行いました。

(1) 器種別検査実績

実施時期 令和5年4月24日～26日（3日間延べ6名）

種類		検査事業所数	検査器数	不合格数	手数料(円)
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		46	66	1	1,669,800
騒音計	精密	12	13	0	484,900
	普通	13	61	1	1,384,700
合計		71 (86)	140	2	3,539,400

注：（）内は登録事業者数

(2) 年度別検査実績

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
検査日数		2	3	12	2	3	
延べ人数		4	9	24	4	6	
事業所数		15	90	74	13	72	
検査対象事業所数		13	71	46	12	71	
検査事業所数		13	71	46	12	71	
検査件数	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	0	77	0	0	66	
	酸素濃度計	ジルコニア式	0	0	15	0	0
		磁気式	0	0	17	0	0
	非分散型赤外線式濃度計	二酸化硫黄	0	0	1	0	0
		窒素酸化物	0	0	0	0	0
		一酸化炭素	0	0	12	0	0
	化学発光式窒素酸化物濃度計	0	0	21	0	0	
	騒音計	精密騒音計	0	10	38	0	13
		普通騒音計	0	47	0	0	61
	振動レベル計	48	0	0	44	0	
合計		48	134	104	44	140	
不合格数	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	0	2	0	0	1	
	酸素濃度計	ジルコニア式	0	0	0	0	0
		磁気式	0	0	0	0	0
	非分散型赤外線式濃度計	二酸化硫黄	0	0	0	0	0
		窒素酸化物	0	0	0	0	0
		一酸化炭素	0	0	0	0	0
	化学発光式窒素酸化物濃度計	0	0	0	0	0	
	騒音計	精密騒音計	0	0	0	0	0
		普通騒音計	0	0	0	0	1
	振動レベル計	0	0	0	0	0	
合計		0	2	0	0	2	
手数料額(円)		1,555,200	3,388,000	8,544,600	1,425,600	3,539,400	

7 計量証明検査に代わる計量士による検査

計量証明に使用する特定計量器の検査を知事の行う検査に代わって計量士が行う制度です。

(1) 検査届出件数

70 件

(2) 器種別検査免除数

計量器の種類	免除数
電気式はかり	90
ばね式はかり	0
その他の指示はかり	0
その他の手動式はかり	1
合計	91

8 依頼検査

質量計について使用者がその精度確認を希望した場合は、千葉県使用料及び手数料条例に基づく依頼検査を実施しています。令和4年度の実績は次のとおりです。

延べ日数	延べ人数	検査台数	適合数	検査手数料 (円)
0	0	0	0	0

9 立入検査

商取引における計量の適否は、直接県民の経済生活に大きな影響を及ぼすものであり、消費者保護の面からも正量取引を確保することは重要な課題です。

このことから計量法第148条の規定により、一般小売店舗、工場及び計量関係事業場等に対して立入検査を行い商品量目、特定計量器及び事業場の管理体制等の検査を実施しました。

- ア 詰込事業場、中小スーパー及び一般小売店への商品量目立入検査
- イ 特定計量器使用者（燃料油メーターに係るガソリンスタンド等）への立入検査
- ウ 届出製造、届出修理事業者への立入検査
- エ 一般、環境計量証明事業者への立入検査
- オ 指定製造事業者への立入検査
- カ 適正計量管理事業所に係る立入検査
- キ 苦情に係る立入検査

検査結果

項目	日数	人数	市町村数	件数	不正等件数	個数等	不正個数等	
商品量目	9	18	7市1町	16	4	918	16	
特定計量器	燃料油メーター	8	16	9市5町1村	47	10	272	12
	石油ガスメーター	7	14	6市	7	1	30,372	1
	都市ガスメーター	2	4	2市1町	2	0	90,350	0
	水道メーター	7	14	6市3町1村	7	0	241,307	0
事業者	届出製造、修理事業者	10	20	8市	18	4	/	/
	一般計量証明事業者	10	20	14市1町	29	7		
	環境計量証明事業者	17	36	12市	18	11		
	指定製造事業者	2	8		2			
	適正計量管理事業所	0	0	0	0	0		
苦情に係る立入検査	0	0	0	0	0			
合計	72	150		146	37	363,219	29	

※不正のあった事業所に対して改善報告書の提出を求め、適正な計量の確保に努めました。

(1) 商品量目立入検査

ア 一般小売店舗への量目立入検査

検査期間

中元期 令和5年 7月14日～ 8月21日 (4日間延べ 8名)

年末期 令和5年11月14日～12月14日 (5日間延べ10名)

計 16件

実施地域

7市1町

横芝光町、白井市、八千代市、印西市、成田市、市原市、流山市、我孫子市

検査結果

検査戸数	不正戸数 (%)	検査個数	不正個数	不正率
16	4 (25.0)	918	16	1.7%

商品区分別実績

商品区分	検査個数	不正個数	不正率
食肉	196	0	0.0%
食肉加工品	21	0	0.0%
魚介類	215	6	2.8%
魚加工品	81	0	0.0%
野菜	246	9	3.7%
野菜加工品	0	0	0.0%
果実	2	0	0.0%
調理食品	152	1	0.7%
つくだに	0	0	0.0%
その他食品	5	0	0.0%
合計	918	16	1.7%

(2) 特定計量器立入検査

ア 燃料油メーター

実施期間 令和5年6月26日～8月29日 (8日間、延べ16人)

実施地域 9市5町1村

浦安市、東金市、山武市、匝瑳市、旭市、我孫子市、流山市、南房総市、茂原市、鋸南町、横芝光町、芝山町、白子町、九十九里町、長生村

検査結果

検査事業者数	検査個数		不正個数及び不正率 (%)			
	現場検査	器差検査	有効期限切れ	検定証印なし	器差検査	
47 (10)	272	0	12 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	

注：()内は不正件数

※不正のあった事業所に対して、改善報告書の提出を求め早急な改善に努めました。

イ 石油ガスメーター

実施期間 令和5年8月28日～9月21日（7日間、延べ14人）

実施地域 6市

野田市、富里市、成田市、匝瑳市、茂原市、木更津市

検査結果

検査事業者数	検査個数		不正個数及び不正率(%)	
	台帳検査	現地検査	台帳検査	現地検査
7 (1)	30,169	213	0 (0.0)	1 (0.5)

注：（）内は不正件数

※不正のあった事業所に対して、改善報告書の提出を求め早急な改善に努めました。

ウ 都市ガスメーター

実施期間 令和5年11月9日、11月20日（2日間、延べ4人）

実施地域 2市1町

成田市、酒々井町、八千代市

検査結果

検査事業者数	検査個数		不正個数及び不正率(%)	
	台帳検査	現地検査	台帳検査	現地検査
2 (0)	90,258	92	0 (0.0)	0 (0.0)

注：（）内は不正件数

エ 水道メーター

実施期間 令和5年6月22日～8月1日（7日間、延べ14人）

実施地域 6市3町1村

白子町、一宮町、長生村、富津市、八街市、白井市、鎌ヶ谷市
栄町、印西市(旧本埜村)

検査結果

検査事業者数	検査個数		不正個数及び不正率(%)	
	台帳検査	現地検査	台帳検査	現地検査
7 (0)	240,983	324	0 (0.0)	0 (0.0)

注：（）内は不正件数

(3) 届出製造、届出修理事業者への立入検査

実施期間 令和5年10月5日～令和6年3月7日（10日間、延べ20人）

実施地域 8市

袖ヶ浦市、千葉市、習志野市、市原市、四街道市、船橋市、
君津市、成田市

検査件数 18件

改善指導 4事業所

※改善指導対象事業者に対し改善報告書及び所定の変更届を提出するよう指導しました。

(4) 計量証明事業者への立入検査

ア 一般計量証明事業者への立入検査

実施期間 令和5年6月13日～8月10日（10日間、延べ20人）
実施地域 14市1町
千葉市、浦安市、船橋市、松戸市、流山市、野田市、銚子市、木更津市、袖ヶ浦市、市原市、印西市、四街道市、佐倉市、八街市、長柄町
検査件数 29件
改善指導 7事業所
※改善指導対象事業者に対し改善報告書及び所定の変更届を提出するよう指導しました。

イ 環境計量証明事業者への立入検査

実施期間 令和5年9月13日～11月21日（17日間、延べ36人）
実施地域 12市
千葉市、船橋市、八千代市、山武市、習志野市、松戸市、市原市、佐倉市、柏市、白井市、木更津市、東金市
検査件数 18件
改善指導 11事業所
※改善指導対象事業者に対し改善報告書及び所定の変更届を提出するよう指導しました。

(5) 指定製造事業者への立入検査

実施期間 令和5年7月11日～ 10月18日（ 2日間、延べ8人）
実施地域 2市
市川市、白井市
事業の区分 ガスメーター第一類、第二類（各1事業者） 血圧計第一類（1事業者）
検査結果

検査対象事業者数	実施事業者数	適合	不適合
3(2)	3(2)	3	0

※（ ）内は対象事業者の実数

10 計量思想普及啓発事業

現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、経済産業省では11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」とし、計量法の適切な実施と計量思想の更なる普及啓発に努めています。千葉県では毎年11月を「計量正確強調月間」とし、適正な計量の実施に貢献した事業場や功労者に対する知事表彰の実施、また市町村と協力して計量展、家庭用計量器無料検査を実施し、県内における更なる計量思想の普及に努めています。

(1) 計量正確強調月間（11月）

ア 計量記念日知事表彰の実施

計量関係功労者に対し知事表彰を実施しました。

計量関係功労者 西優（株式会社東京百木製作所 製造部顧問）

イ 「計量展」の開催

市町村が開催する消費生活展において、パネル展示や計量クイズを実施し、計量への理解を深めてもらいました。

開催地	会場	期日
柏市	セブンパークアリオ柏	令和5年10月8日（日）
四街道市	四街道市武道館	令和5年11月11日（土）～12日（日）
香取市	香取市民体育館	令和5年11月26日（日）
君津市	君津市民文化ホール	令和6年1月20日（土）
成田市	ユアエルム成田店	令和6年1月20日（土）～21日（日）

ウ 立て看板・ポスターによる広報

千葉県計量協会の協力により、11月1日～30日の1ヶ月間、立て看板「環境と暮らしを守る正しい計量」を計量検定所正面に掲出しました。

11 会議等

県及び特定市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市）による連絡協議会を設置し、会議や研修事業を行いました。

(1) 千葉県計量行政機関協議会

ア 適正な計量の実施を確保するために、定期的に計量行政に関する情報交換を行いました。

イ 研修事業を下記の通り行いました。

(イ-1)実施日 令和5年5月2日（火）

場 所 千葉市消費生活センター3階 研修講義室

テーマ 計量法概要（講師：千葉県職員）

(イ-2)実施日 令和6年2月20日（火）

見学先 株式会社寺岡精工 東京ショールーム

(2) 計量技術講習会

実施日 令和6年2月22日

場 所 千葉市民会館 大ホール

参加者 196名

テーマ

- ・計量証明事業と計量法について
- ・近年の立入検査の結果について
- ・電子申請について

1 2 主任計量者試験

県内の一般計量証明事業所に従事する者を対象とした資格試験を実施しました。

(1) 第1回主任計量者試験

試験日	令和5年7月13日(木)
場 所	千葉市消費生活センター3階 研修講義室
受験者数	15名
合格者数	14名

(2) 第2回主任計量者試験

試験日	令和6年1月10日(水)
場 所	千葉市消費生活センター3階 研修講義室
受験者数	15名
合格者数	13名